

松美保育園 事業継続計画

令和6年3月

松美保育園 事業継続計画

(目的)

- 1 この事業継続計画（以下「BCP」という。）は、震災等の災害が発生した際に園児と職員の安全を確保し、継続的に保育サービスを実施するために以下の事を目的とする。
 - (1) 園児と職員の安全を守る。
 - (2) 園児への保育活動を継続的かつ安定的に提供する。
 - (3) 地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割を果たす。

(基本方針)

- 2 上記の目的を達するため、BCPにおける基本方針を以下のとおり定める。
 - (1) 園児の安全確保を最優先とし、保護者が迎えに来た園児から順次受け渡しを行う。保護者へ引き渡しができない園児は宿泊対応を実施する。
 - (2) ライフラインの復旧までは、既存の設備及び備蓄品を最大限活用する。
 - (3) 保育所建物の被災状況の把握を行い、衛生環境の低下を防ぐ。

(BCPの発動・解除)

- 3 このBCPの発動及び解除については、次のとおりとする。
 - (1) 発動要件
市内に甚大な被害が発生すると想定される震度6弱以上の地震。
 - (2) 発動の解除
保育所における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、平常時の業務継続が可能と判断した場合、発動を解除する。ただし、解除前であっても、非常時優先業務の進捗状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとする。

(適用範囲)

- 4 このBCPは、松美保育園に適用する。職員は災害が発生した際は、BCP及び関連するマニュアル等に則って行動する。

(BCPの運用体制)

5 災害時に園児及び職員の安全を確保し、保育サービスの提供を効果的に実施するためには、BCPを具体的で実践的なものとする必要がある。したがって、BCPの見直し及び避難訓練時の都度検証を行うとともに、職員が共通理解を深められるよう周知する。

また、職員に対して災害時の対応及び事業継続に対する認識を深めるため、以下の訓練を行う。

【事業所内訓練】

- (1) 地震発生時の対処方法
- (2) 初期消火活動

- (3) 保護者の安否確認の方法
- (4) 出入り口の確保
- (5) 安全な避難スペースの確保及び誘導の方法
- (6) 応急手当の方法
- (7) 早番と遅番体制を想定した訓練
- (8) 緊急時、施設外への伝達方法の確認
- (9) 地震災害等に対する基礎知識や事業所の地震対策の習得

(災害対策本部の設置)

6 美濃市災害対策本部は、次の基準により設置される。

- (1) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され大規模な災害が発生するおそれがあると判断したとき
- (2) 市内に水害その他の災害が発生し、総合的な応急対策が必要と判断したとき
- (3) 市域に気象庁発表による震度5強以上の地震が発生したとき
- (4) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき

(災害内容の規模及び被害の想定)

7 BCP策定にあたり、想定する災害の規模及び被害状況は以下のとおりとする。
なお、被害状況の想定は、今後検討を重ねた際に修正及び追加で記載すべき事

項がある場合は、適宜見直すこととする。

(1) 震災・水害

- ア 想定震度と水害：震度6弱以上 大災害を伴う水害等
- イ 建 物：建物の倒壊はなし（一部損傷あり）
- ウ ライフライン：保育所周辺地域一帯3日間停止（電気・ガス・水道）
- エ 通 信：電話（不通或いは通話困難）
- オ 携 帯：不通（3日間）
- カ インターネット：使用不可
- キ 携帯メール等：使用不可

- ク 周辺地域：家屋の一部倒壊あり
- ケ 交 通：混乱により、翌日まで利用困難

(2) 感染症

- ア 感染症：緊急事態宣言発令時を伴う感染発生時（新型コロナウイルス等）
- イ 建 物：建物の倒壊はなし
- ウ ライフライン：電気・ガス・水道の影響なし
- エ 通 信：影響なし
- オ 周辺地域：公共施設・病院への入館禁止状態
- カ 交 通：交通障害なし

(人的被害等の想定)

8 人的被害は以下の通り想定する。

(1) 震災・水害の場合

ア 職員の状況

- (ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
- (イ) 日中帯の発生であれば人員の確保は行える一方、職員の帰宅困難が発生する。
- (ウ) 終業時間以降や休日における発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。
- (エ) 職員や保育所間での連絡が取りにくい状況となる。

イ 園児の状況

- (ア) 揺れによる転倒や落下物等によるケガが発生する可能性がある。
 - (イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。
 - (ウ) 電気とガスが使えなくなることにより食事提供が非常食対応となる。
- (2) 感染症の場合
- ア 職員の状況
 - (ア) 感染及び濃厚接触者、感染の疑いにより、就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
 - イ 園児の状況
 - (ア) クラスタ感染のリスクが上がる。

 - (イ) 職員からの感染リスクが高くなる。

(職員の体制)

- 9 災害発生時における職員の体制については、大規模災害が発生した場合、職員本人と同居家族及び自宅の安全を確認した上で保育所に参集する。震災状況によっては園長が適宜判断し、緊急連絡網を通じ参集呼びかけを行う。

(災害時優先業務)

- 10 災害時においては、園児と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、保育サービスを継続して提供する事を優先に取り組む。

また、災害発生からの時間経過とともに以下の業務について優先的に実施する。

- (1) 発生後1時間以内に行う業務
 - ア 発生直後の安全確保
 - イ 安全な場所への避難誘導
 - ウ 園児と職員の安否確認
 - エ 保育所の被害状況の確認
 - オ 災害対策本部へ被害状況の報告
- (2) 発生後24時間以内に行う業務
 - ア 備蓄品の手配(市災害対策本部へ要請)
 - イ 今後の保育業務の提供方針及び役割分担の確認
 - ウ 主な優先業務の具体的実施方法の確認

エ 保護者や関係機関、業者への連絡

(3) 発生後72時間以内に行う業務

ア 救援物資の受け入れ体制の確保

(事業所の外部環境)

11 平常時における備えとして、以下の取り組みを実施する。

(1) 事業所における周辺地域の外部環境を常時把握しておく。

(2) 近隣住民との顔の見える関係作り、人的資源、物的資源の共有化や相互支援体制について地域住民や近隣の保育施設と連携するため、平常時から顔の見える関係作りを取り組んでいく。

(事業所の安全対策)

12 地震による備品の転倒や散乱または落下の二次的被害を防ぐために、以下の対策を行う。

(1) 落下物・倒壊への対策

ア 書棚や食器棚等のガラス製のものは割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強を行う。

イ 照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う。

ウ 園児が日常的に使用するスペース等には極力物を置かず、災害時の安全スペースと動線確保に努める。

(2) 避難経路の確認等

ア 事業所内の避難経路や消火器の設置場所は、建物平面図等に記載し、誰もが確認できる場所に貼り出す。

イ 園児の年齢に応じた避難方法(徒歩・避難車・おんぶひも等)を、職員が認識しておく。

(備蓄品の整備等)

13 保育所は必要最低限の備蓄品を整備する。その際、以下の点に注意する。

(1) 備蓄飲料水については、保育所において常備し、食糧については、災害状況に応じて必要食数を市災害対策本部へ要請する。

(2) 期限を過ぎた飲料水は、生活用水として活用する。

- (3) 日常的に使用する備品は、通常使用分以外にも備蓄分を確保し、定期的に更新を行いながら管理する。
- (4) 災害発生後、一定期間ゴミの収集が行われないと想定し、ゴミの一時保管場所について職員間で検討し、情報を共有する。

(訓練の実施・計画の見直し等)

14 災害時において園児と職員の安全を確保し、優先業務等を効果的に遂行し、より具体的で実践的な内容のBCPにする。そのためには、職員全員がBCPや災害時の優先業務等の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施出来ることが必要である。

BCPの周知と避難訓練を繰り返し行い、その過程で明らかとなった課題や対策等については見直しを行い、継続的な改善を行う事とする。